2 - (2) 県内公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況 河川

ア BOD等に係る環境基準

(平成23年3月末現在)

<u> </u>	D寺に係る坂項基準		(23年3月末現任)			
水 域 名	範囲	該当類型	達成 期間	基準点	類型指定 年 月 日	備考
NA NAME I I	A 1-2			六月田橋		
米之津川	全域	Α	1	米之津橋	S48. 6.29	H7.6.5見直し(旧:C)
高尾野川	全域	Α	1	桜橋 出水橋	S50. 4.21	H19.3.30見直し
折口川	全域	Α	П	田島橋	\$50. 4.21	H19.3.30見直し(旧:C)
高松川	全域	Α	1	浜田橋	\$50. 4.21	
川内川上流	曽木の滝から上流	Α	1	曽木大橋	S48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	Α	1	中郷 小倉	\$46. 5.25	H20.3.28見直し
五反田川上流	上水道取水口から上流	Α	1	上水道取水口	\$50. 4.21	H8.6.5見直し(旧:B)
五反田川下流	上水道取水口から下流	В	7	五反田橋	\$50. 4.21	
八房川	全域	Α	1	川上橋	S50. 4.21	
大里川	全域	Α		恵比須橋	S50. 4.21	H19.3.30見直し(旧:C)
神之川	全域	Α	1	大渡橋	S51. 4.26	H19.3.30見直し(旧:B)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	Α	1	両添橋	S49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	В	1	花川橋 万之瀬橋	S49. 7. 5	H19.3.30見直し
加世田川		Α	1	田中橋	S49. 7. 5	H19.3.30見直し(旧:B)
		/\		上水道取水口		
花渡川	全域	Α	1	第一花渡橋	S52. 6.17	H19.3.30見直し
和田川	全域	В	八	潮見橋	S49. 6.14	H19.3.30見直し(旧:C)
永田川	全域	В	八	新永田橋	S49. 6.14	
脇田川	全域	В		南田橋	S47. 6.19	H19.3.30見直し(旧:C)
新川	全域	В		鶴ヶ崎第二橋	S47. 6.19	H19.3.30見直し(旧:C)
甲突川	全域	А	1	河頭大橋 岩崎橋 松方橋	S47. 6.19	H19.3.30見直し
稲荷川上流	水車入口橋から上流	Α		水車入口橋	S47. 6.19	
稲荷川下流	水車入口橋から下流	В		黒葛原橋	S47. 6.19	H19.3.30見直し(旧:C)
思川	全域	Α	八	青木水流橋	S49. 6.14	
別府川	全域	Α	1	岩淵橋	S49. 6.14	
網掛川	全域	Α	1	田中橋	S49. 6.14	
天降川	全域	Α	1	新川橋	S49. 6.14	
中津川	全域	Α	7	犬飼橋	S49. 6.14	
検校川	全域	Α	1	検校橋	S49. 6.14	
本城川上流	内之野橋500m下流から上流	АА	1	内之野橋下流	\$50. 7. 1	H8.6.5見直し(旧:A)
本城川下流	内之野橋500m下流から下流	Α	1	中洲橋	S50. 7. 1	
高須川	全域	Α	1	高須橋	\$50. 7. 1	
神ノ川	全域	Α	1	神ノ川橋	S50. 7. 1	
雄川	全域	Α	1	雄川橋	S50. 7. 1	
肝属川上流	河原田橋から上流	В	八	河原田橋	\$48.12.7	H20.3.28見直し(旧:C)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	1	第二有明橋	\$48.12. 7	H20.3.28見直し(旧:B)
串良川	全域	A		串良橋	\$48.12. 7	
田原川	全域	C		河口から300m上流 芸田は春	\$48.12. 7	
菱田川	全域	A		菱田橋	\$48.12. 7	
安楽川	全域	A		安楽橋	\$48.12. 7	U7 C 5851 (III.D)
前川 大淀川上流	全域 宮崎県境から上流	A	イ ロ	権現橋 新割田橋	\$50. 4.21 \$48. 6.29	H7.6.5見直し(旧:B)
横市川上流	宮崎県境から上流 宮崎県境から上流			新割田橋 宝来橋	\$48. 6.29 \$48. 6.29	
横巾川上流 溝之口川上流	宮崎県境から上流	A	イ	_ 玉米倘 中谷橋	\$48. 6.29 \$48. 6.29	
	江内川口派品から上派	_ ^	1	イゴ値	J40. 0.29	

イ 水牛牛物に係る環境基準

	にぶる根児卒干							
				達成	基準	類型指定		
水域名	範	囲	該当類型	期間	点数	年月日	備	考
甲突川	全域		生物B	イ	3	H22. 3.30		
天降川	全域		生物 B	ノ	1	H22. 3.30		
高尾野川	全域		生物B	ノ	2	H23. 3.29		
折口川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
高松川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
五反田川	全域		生物B	イ	2	H23. 3.29		
八房川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
大里川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
神之川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
万之瀬川	全域		生物B	イ	3	H23. 3.29		
加世田川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
花渡川	全域		生物B	イ	2	H23. 3.29		
思川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
別府川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
網掛川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
中津川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
検校川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		
安楽川	全域		生物B	イ	1	H23. 3.29		

湖沼 ア COD等に係る環境基準

	10.000	該当	達成	基準	類型指定	
水 域 名	範囲	類型	期間	点数	年月日	備考
池田湖	全域	Α	イ	3	S52. 6.17	
鶴田ダム貯水池	曽木の滝から鶴田ダムまで	Α	イ	3	S56. 1.26	
鰻池	全域	Α	イ	1	S57.11. 1	
高隈ダム貯水池	全域	Α	イ	2	H 9. 6.25	

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

=~~						
		該当	達成	基準	類型指定	
水 域 名	範囲	類型	期間	点数	年月日	備考
池田湖	全域			3	S60. 6. 7	全窒素については当分の 間適用しない。
鶴田ダム貯水池	曽木の滝から鶴田ダムまで		イ	3	\$61.12.10	<i>''</i>
鰻池	全域		イ	1	S62. 6.10	<i>''</i>
高隈ダム貯水池	全域		イ	2	H 9. 6.25	"

ウ 水生生物に係る環境基準

	<u> </u>	<u> </u>	にぶる表光学士	_						
						達成	基準	類型指定		
水	域	名	範	囲	該当類型	期間	点数	年月日	備	考
池田湖]		全域		湖沼生物 B	イ	3	S22. 3.30		
鰻池			全域		湖沼生物 B	イ	1	S22. 3.30		

海域 ア <u>COD等に係る環境基準</u>

	シベバル ー		44.11	·- ·	WT THE 112
		基準	該当	達成	類型指定
水 域	範	点数	類型	期間	年 月 日
八代海南部海域 (1)	米之津港	1	В	イ	S51 . 8 . 9
" (2)	米之津川河口海域	1	Α	八	<i>II</i>
" (3)	全域から上記を除く海域	5	Α	イ	<i>II</i>
薩摩半島西部海域(1)	阿久根港	2	В	イ	S53 . 9 . 1
" (2)	万之瀬川河口海域	1	Α		<i>II</i>
" (3)	全域から上記及び下記を除く海域	4	Α	イ	<i>II</i>
" (4)	川内港	1	В	イ	S57 . 2 . 10
" (5)	串木野港	1	В	イ	<i>II</i>
薩摩半島南部海域	全 域	3	Α	イ	S52 . 6 . 17
鹿 児 島 湾 (1)	全域から下記を除く海域	1 7	Α	イ	S50 . 7 . 1
" (2)	鹿児島港本港区	1	В	1	S50 . 7 . 1 (H7.6.5範囲変更)
" (3)	" 南港区	1	В	1	S50 . 7 . 1
" (4)	" 木材港区	1	В	イ	<i>"</i>
" (5)	"谷山一区	1	В	7	<i>II</i>
" (6)	"谷山二区	2	В	7	<i>"</i>
" (7)	山川港	1	В	イ	"
大隅半島東部海域(1)	志布志港	1	В	イ	S51 . 8 . 9
" (2)	菱田川河口海域	1	Α	П	<i>II</i>
" (3)	肝属川河口海域	1	Α		<i>II</i>
" (4)	全域から上記を除く海域	7	Α	7	"
西之表港海域	全 域	2	Α	イ	S53 . 9 . 1
名瀬港海域 (1)	新川河口海域	1	В	イ	S52 . 6 . 17
" (2)	全域から上記を除く海域	2	Α	イ	<i>"</i>
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地先海域	4	Α	1	S57 . 2 . 10

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

			該当	達成	基準	類型指定	
水 域 名	範	进	類型	期間	点数	年月日	備考
鹿児島湾	全	域		1	2 6	H 8. 6. 5	
八代海南部海域	全	域		1	7	H11. 5.14	

(注) 達成期間「イ」とは,ただちに達成 「ロ」とは,5年以内で可及的すみやかに達成 「ハ」とは,5年を超える期間で可及的すみやかに達成